平成２８年（フ）第１３６５号
横浜市緑区北八朔町2135番地１
債務者　大津　泰則
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５号
東京都日野市大字上田101番地の３
債務者　眞野　龍弥
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６７号
東京都東村山市栄町２丁目28番地14美玉ハイム201
債務者　舩場　久智
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
静岡市清水区梅ヶ谷256番地の６
債務者　大城　香織
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月５日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８６号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目12番地の２　湘南台ニューライフ304号
債務者　松尾佳奈子（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜261番地９　ハウスナンバー7347
債務者　仲本　　誠
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４１号
沖縄県沖縄市久保田３丁目６番３号　山里マンション202
債務者　比嘉　文江
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１９６号
東京都八王子市東浅川町272番地６シンフォニーハウス203号
債務者　内川　善光
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３８５号
川崎市高津区坂戸３丁目19番20号（前住所）
債務者　神谷　早苗
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３３号
東京都八王子市横川町986番地１（住民票上の住所）
債務者　山口百合子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７０号
横浜市瀬谷区五貫目町10番地135　マークスプリングス・メゾンＣ　411
債務者　山下　珠代
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５１号
横浜市栄区飯島町1644番地３　エリール飯島302
債務者　林　　千鶴
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７４号
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目158番地６桜荘１－Ｂ
債務者　高畑　信男
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７５号
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目158番地６桜荘１－Ｂ
債務者　高畑　伸子
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８０号
神奈川県海老名市上今泉３丁目２番13―108号
債務者　矢島　　一
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８５号
横浜市緑区十日市場町903―18―101　深堀方、住民票上の住所横浜市緑区新治町582番地芦垣ハイツＢ201
債務者　佐野　　桂（旧姓江澤）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十五種郵便物認可